

第4章 香美市都市計画マスタープランの実現に向けて

1 市民・民間事業者との協働

(1) 市民参画・協働

本市では、市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進するために、「香美市まちづくり委員会設置条例」を制定しました。さらに、令和元年（2019年）6月には、まちづくり活動へより多くの市民が参画することを推し進め、住民自治の実現をめざす「香美市協働のまちづくり条例」を制定しました。

そこで本計画においても、各種計画を策定する際や、整備の内容を検討する際には様々な情報の発信に努めるとともに、広く市民の意見を聞くこととします。

(2) 民間事業者との協働

まちづくりにおいては、多様化する様々な市民ニーズへの対応が求められるほか、事業の実施には一定の財源確保が必要となります。

そこで本計画は、本市の財政が厳しい状況下にある中、効果的な事業を進めるためにも、民間事業者が有する知識、技術、資金を活用した官民連携による事業の実現に取り組めます。

2 都市計画制度等の活用と検討

(1) 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が、道路、公園等の都市施設や地区計画等について市へ提案することができる制度です。これを活用することにより、地区住民等が主体となってまちづくりを進めることが可能となることから、制度内容や活用方法について広く周知を図るとともに、産業地区計画検討エリアや産学連携・研究学園交流エリア等で高知工科大学等との連携により、提案を生かせるよう支援体制の構築に努めます。

(2) 地区計画の検討

国道 195 号（あけぼの街道）の整備に伴い、沿線には商業施設、住宅等の立地がみられ、市街化区域の人口増加や生活利便性の向上が図られています。

市街化調整区域は、沿道土地利用について一定の条件がありますが、産業地区計画検討エリアにおいては、住民意向調査でニーズの高かった商業施設や産業振興、雇用の創出に期待がかかる工場等の立地に向けて地区計画の策定を検討します。

(3) 都市計画道路の見直し検討

楠目百石線等の都市計画道路は、20 年以上の長期間にわたり整備未着手となっています。そこで、市街化の現状や交通量の変化等を考慮しながら、県が実施している将来交通量の予測や、整備効果を踏まえた都市計画道路の見直しを行います。

(4) 立地適正化計画の策定の検討

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、市街化区域では人口密度を維持するための居住誘導区域や医療・福祉・商業等の都市機能を集積するための都市機能誘導区域を設定し、コンパクトなまちづくりを計画的に進めるものです。

現在、市街化区域において一定の人口の集積はみられますが、今後、予測される人口減少に際しても、目標年度の将来人口を下回ることはないよう立地適正化計画の策定について検討します。

(5) 地域コミュニティの維持

本市の市街化調整区域は、都市計画区域内の約42%の人口が居住しています。人口減少が進行する中において、コミュニティの維持が課題となっています。

このようなことから、市街化調整区域内の「地域コミュニティエリア」などにおいては、空き家の活用や、集落維持のための規制緩和の検討について関係機関と協議します。

(6) 大学の立地特性を生かした地域づくり

「産学連携・研究学園交流エリア」は、高知工科大学が立地している特性を生かし、住宅、宿泊施設、商業施設等の立地誘導に向けた方策の検討について関係機関と協議をします。

3 事業スケジュール（案）

本計画により設定された事業の主なものについての事業スケジュールは、表4-3-1のとおりです。

(1) 土地利用の整備事業

産業地区計画検討エリアや産学連携・研究学園交流エリア等の事業の前提となる都市計画提案制度は、令和3年度に、まず、都市計画提案制度に必要な条例を制定します。

新たな商業施設の立地に向けての産業地区計画検討エリアの事業は、この都市計画提案制度を活用し、提案を募集し、選定作業を行い、計画を策定し、事業の実施をめざします。

地域コミュニティエリアでのコミュニティ維持の方策は、短期において、検討および関係機関と協議し実施をめざします。

また、産学連携・研究学園交流エリアの方策においても、検討および関係機関と協議し実施をめざします。

産業地区計画検討エリアでの新たな工業団地の立地については、国道山田バイパス整備事業の進捗状況を勘案しながら、中期において地区計画を検討し、長期において策定し、関係機関や地権者と調整しながら事業を実施します。

公共施設の整備事業に関して、市立図書館は、短期に施工に着手します。また、消防署香北分署や消防大柵分団屯所も設計し、施工に着手します。

市街化区域における立地適正化計画の策定は、短期において計画を検討し、中期に策定し、その後、この計画に基づき事業を実施します。

(2) 道路・交通の整備事業

都市計画道路新町西町線は、建設事業を実施しており、短期中の事業完了をめざします。

長い間、未整備となっている都市計画道路については、短期に見直しを検討し、計画の変更、廃止を実施します。

また、国道山田バイパス整備事業は、現在用地交渉等調整中です。高知県に建設事業を働きかけ、早期の完成をめざします。

都市計画道路宮前秋月丸線は、土佐山田駅北側の県道からのアクセス区間については優先

的に整備事業を実施します。中期に計画の作成、設計、調整を行い、長期には、施工に着手します。

土佐山田駅周辺整備事業は、中期に駅前広場や自由通路について計画の策定から設計、関係機関等と協議調整を行い、長期には施工に着手します。

(3) 公園・緑地の整備事業

西町公園整備事業は、中期において計画の作成、住民への説明等調整を行い、長期的には整備を実施します。

八王子公園及び前山緑地の整備事業は、長期において計画の作成、住民への説明等調整を行い、整備を実施します。

(4) 河川・上下水道の整備事業

横堀雨水幹線整備事業は、築造事業を実施中で短期中の事業完了をめざします。

水道施設の老朽化対策や適切な管理、修繕は、継続的に事業を実施します。

物部川の高水敷等整備（国土交通省事業）は、継続的に事業を実施します。

表 4-3-1 主たる施策の整備スケジュール（案）

分野	短期（令和2年度～令和6年度）	中期（令和7年度～令和11年度）	長期（令和12年度～令和21年度）
土地利用	○都市計画提案制度の制定 制定		
	○産業地区計画検討エリア（商業施設立地の地区計画） 募集・選定・計画・運用開始		
	○地域コミュニティエリア 計画 → 調整 → 運用開始		
	○産学連携・研究学園交流エリア 計画 → 調整 → 運用開始		
	○産業地区計画検討エリア（工業団地立地の地区計画） 計画 → 調整 → 運用開始		
	○市立図書館建設事業 施工		
	○消防香北分署建設事業 設計 → 施工		
	○大栃分団屯所整備事業 計画 → 設計 → 施工		
	○立地適正化計画の策定の検討 策定検討 → 計画策定 → 運用開始		

分野	短期（令和2年度～令和6年度）	中期（令和7年度～令和11年度）	長期（令和12年度～令和21年度）
道路・交通	○都市計画道路見直し 計画 → 変更		
	○（都）新町西町線整備事業 施工		
	○（国）山田バイパス整備事業 用地交渉等調整 → 施工		
		○（都）宮前秋月丸線整備事業 計画 → 設計調整 → 施工	
		○土佐山田駅前広場整備事業 計画 → 設計調整 → 施工	
		○土佐山田駅自由通路整備事業 計画 → 設計調整 → 施工	
公園・緑地		○西町公園整備事業 計画 → 調整 → 整備	
			○八王子公園整備事業 計画 → 調整 → 整備
			○前山緑地整備事業 計画 → 調整 → 整備
河川・上下水道	○横堀雨水幹線整備事業 施工		
	○水道施設整備事業 施工		
	○物部川河川整備事業（国土交通省事業）		
	高水敷等整備実施		

4 庁内関係部署等との連携

本計画における事業は、産業、防災、教育、福祉等、多岐の分野にわたることから、本計画に掲げた整備目標、整備方針の実現に当たっては、庁内関係部署と横断的な連携、調整を図りながら事業主体、事業内容、実施時期等を整理し、計画的に進めます。

また、本市だけにとどまらず広域的な範囲に跨る道路、河川等の整備や、大規模なプロジェクトとなる事業については、国、県等の事業主体と連携、調整を図りながら整備を推進します。

5 香美市都市計画マスタープランにおける事業の見直し

本計画における事業は、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の一連のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づき、見直しを図ります。

なお、事業間の調整や進捗状況の確認等については、事業所管課で構成する（仮称）庁内幹事会において実施することとします。

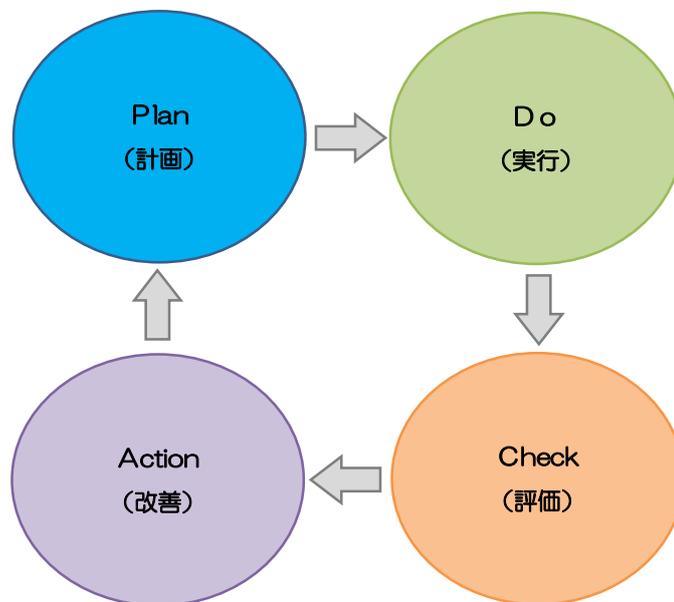


図4-3-1 PDCAサイクル